肉用牛繁殖農家の皆さんへ



平成31年4月から家畜伝染病予防法に基づき 繁殖牛のヨーネ病検査を開始します



近年、肉用牛において、ヨーネ病の発生が増加し、家畜の移動も広域的になっていることから、 肉用牛の生産現場でも検査の必要性が高まっています。

安全・安心な肉用牛の生産・流通のためにも、検査の実施について、ご理解をお願いします。

1 ヨーネ病とは

- ・ ヨーネ菌 (細菌) が原因の法定伝染病
- ・頑固な下痢を呈し、急激に痩せる
- 糞便から他の牛へ感染する
- 発病まで1年以上かかるため、気付かないうちに牛群全体に広がる恐れ
- ・治療法はない
- ・ 乳牛は全頭検査を実施
- ・徳島県での摘発頭数は、1~2頭/年
- 全国的に、肉用繁殖牛の検査を実施



2 検査内容

(1) 対象:繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛

(2) 方法:採血を行い、抗体検査を実施

抗体陽性となった個体のみ、糞便を採取し、遺伝子検査を実施

(3) 手数料:1頭あたり600円

3 ヨーネ病と診断された場合

- (1) ヨーネ病と診断された場合は、家畜伝染病予防法に基づき、<mark>殺処分</mark>となります。 なお、当該家畜に対して、国から手当金が支給されます(上限95万円)。
- (2) まん延防止対策として、少なくとも3年間、同居**生の検査**を継続します。
- (3)農場の清浄化に向けた対策については、家畜保健衛生所、関係機関等が協力いたします。

4 発生予防のために!

- (1) 牛舎消毒など、飼養衛生管理を徹底しましょう。
- (2) 県外から牛を導入する時は、ヨーネ病の検査を受けましょう。

※ 詳しくは、最寄りの家畜保健衛生所 にお問い合わせ下さい。 徳島家畜保健衛生所 徳島家畜保健衛生所阿南支所 西部家畜保健衛生所吉野川庁舎

TEL 088-631-8950 TEL 0884-22-0304

TEL 0883-24-2029

西部家畜保健衛生所東みよし庁舎 TEL 0883-82-2397